

○久喜市産婦人科医療機関開業等支援事業補助金交付要綱

平成31年3月25日

告示第112号

(趣旨)

第1条 この告示は、市民が安心して出産できる環境を整備するため、久喜市内（以下「市内」という。）において産婦人科医療機関を開設し、又は再開する者等に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、久喜市補助金等の交付に関する規則（平成22年久喜市規則第59号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 産婦人科医療機関 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院又は同条第2項に規定する診療所であって、産科医療を行うものをいう。

(2) 産科医療 診療科名が産科又は産婦人科であり、分べんを取り扱うことをいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となるものは、市内において産婦人科医療機関を新たに開設し、若しくは再開するもの又は既存の医療機関で新たに産科医療を行うもの（以下これらを「申請者」という。）とする。

2 申請者は、市税の滞納がないものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象経費は、別表に定めるところとする。

(補助金の額及び交付回数)

第5条 補助金の額は、前条の経費の総額の2分の1以内の額又は6,000万円のいずれか低い額とする。

2 補助金の交付回数は、1回とし、精算払いとする。

(交付申請書の様式)

第6条 規則第6条第1項の申請書の様式は、産婦人科医療機関開業支援事業補助金交付申請書(様式第1号)のとおりとし、次の書類を添付するものとする。

- (1) 申請者の医師免許の写し及び保険医登録票
- (2) 申請者の履歴書
- (3) 事業計画書(事業変更計画書・事業実績書)(様式第2号)
- (4) 産婦人科医療機関開業支援事業収支予算書(様式第3号)
- (5) 補助対象経費に係る見積書の写し
- (6) 誓約書(様式第4号)
- (7) 市税に係る納税証明書
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(審査)

第7条 前条の交付申請に係る内容の審査は、市長が指名する職員により組織される審査会において行うものとする。

2 前項の審査会の運営に関する事項は、市長が別に定める。

(交付決定通知書の様式)

第8条 規則第9条第1項の交付決定通知書の様式は、産婦人科医療機関開業支援事業補助金交付決定通知書(様式第5号)のとおりとする。

(交付の条件)

第9条 規則第8条第2項の規定により付する補助金交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 産婦人科又は産科の臨床経験を5年以上有する医師を置くこと。

- (2) 市内において10年以上継続して産科医療を実施すること。
- (3) 産科医療の業務を開始した日から起算して10年以内において、1年以上の産科医療の休止をしないこと。
- (4) 補助金の交付決定を受けた日から2年以内に産科医療の業務を開始すること。
- (5) 市が実施する母子保健事業、子育て支援事業等との連携を図ること。
- (6) 地域医療活動に取り組むこと。

(計画変更等の様式)

第10条 規則第11条第1項の申請書の様式は、産婦人科医療機関開業支援事業変更・取下げ承認申請書(様式第6号)のとおりとし、次の書類を添付するものとする。

- (1) 事業計画書(事業変更計画書・事業実績書)(様式第2号)
- (2) 変更又は取下げ内容の分かる書類
- (3) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、変更又は取下げの承認をし、産婦人科医療機関開業支援事業変更・取下げ承認通知書(様式第7号)により交付決定通知を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)に通知するものとする。

(実績報告書の様式)

第11条 規則第13条の報告書の様式は、産婦人科医療機関開業支援事業補助金実績報告書(様式第8号)のとおりとし、次の書類を添付するものとする。

- (1) 医師開設許可書及び使用許可書の写し
- (2) 事業計画書(事業変更計画書・事業実績書)(様式第2号)
- (3) 産婦人科医療機関開業支援事業収支決算書(様式第9号)
- (4) 補助対象経費に係る領収書の写し
- (5) 次のいずれかのうち該当する区分に応じ、取得、改修又は賃貸が確認

できる書類

ア 土地又は家屋を取得した場合は、全部事項証明書（土地・家屋）

イ 家屋を改修した場合は、建築確認済通知及び検査済証の写し

ウ 土地又は家屋の賃貸料が発生する場合は、賃貸借契約書の写し

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 交付決定者は、産婦人科医療機関開設日から起算して1箇月以内に、前項の報告書を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 規則第14条の規定による通知は、産婦人科医療機関開業支援事業補助金額確定通知書（様式第10号）によるものとする。

(補助金の請求及び支払)

第13条 前条の通知を受けた交付決定者は、産婦人科医療機関開業支援事業補助金交付請求書（様式第11号）を市長に提出するものとする。

(決定の取消し)

第14条 規則第17条第1項の規定による取消しは、産婦人科医療機関開業支援事業補助金取消決定通知書（様式第12号）によるものとする。

(補助金の返還)

第15条 規則第18条の規定による返還の命令は、産婦人科医療機関開業支援事業補助金返還命令書（様式第13号）によるものとする。

(書類の保管)

第16条 交付決定者は、交付決定のあった補助金に係る帳簿その他証拠書類を整理し、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌年度から10年間保管しなければならない。

(履行の確認)

第17条 市長は、補助金の交付の日の属する年度の翌年度から10年間に限り、必要に応じて交付決定者に対し書類等の提出を求めて、その検査を行い、又は

実地の検査を行うものとする。

2 交付決定者は、前項の規定による検査を正当な理由なしに拒んではならない。

(その他)

第18条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年1月27日告示第37号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和4年3月14日告示第100号)

この告示は、公布の日から施行する。

別表 (第4条関係)

補助区分	補助対象経費
土地建物取得費・改修費	土地及び建物の取得、増築又は改修に係る経費
本体工事費	建築主体工事費 電気給排水設備工事費 機械設備工事費 駐車場整備工事費 共通仮設工事費 設計・監督料 その 他本体工事に係る必要な経費